

提案：「障害のある女性」を障害者基本法の総則および各則に加える

推進会議 構成員 勝又幸子

第 25 回長瀬委員の「障害のある女性」を入れるべきとのご意見に賛同し、以下のようにたたき台案を提出します。なお、この案は第 26 回に提出したものに、各則部分の後半を追加し、更新しています。検討をお願いします。

10. 施策の基本方針

※ (2) を追加することを提案。

<条文イメージ>

(1) 障害者に関する施策は、障害者の自立及び社会参加を困難にする社会的な要因を除去する観点から、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこと。

(現行法第 8 条第 1 項関係) <第 22 回資料 2 p. 23>

※ (2) 施策を講ずるに当たっては、現状で障害のある女性が複合的な差別を受けていることを改善すべき重要課題と位置付け、障害者すべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することが確保されなければならない。

各則においては、新たに加えることを提案。

追加 各則

第〇〇条 障害のある女性の権利保障

日本が女子差別撤廃条約を批准したことを政策に反映すべく、国及び地方公共団体は、障害のある女性が、性の違いに基づくあらゆる区別、排除又は制限を受けることなく、すべての人権及び基本的自由を享受する権利を行使できるようあらゆる施策を講じなければならない。

また、国及び地方公共団体は、障害のある女性が、家庭の内外で暴力の犠牲になりやすい存在であること、すべての女性が当然享受できるはずの性と生殖の権利を認められなかった過去の歴史等、不当に取り扱われてきた事実を受け止め、障害のある女性の人権が、あらゆる施策の下に優先順位の低いものとして扱われることのないよう、最大限の注意をはらわなければならない。